

「地域BWAのシステム多様化のための関係規定の整備（案）」
 に対して提出された意見と総務省の考え方

（意見募集期間：平成25年6月27日（水）～同年7月26日（金））

【意見提出 22件】

NO	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>今回の関係規定の整備により、AXGP 方式やWiMAX Release2.1AE 方式といった次世代無線システムが使用可能となることから、地域BWAにおいてもシステムの多様化が図られ、条件付きながら、最大20MHz 幅でのシステム運用も可能となります。こうしたことにより今後、地域BWA事業はますます普及が進んでいくものと考えられます。</p> <p>また、高利得FWAについてはその需要がないこと、さらに次世代無線システムと共存ができないことを考慮すると、AXGP 等の次世代無線システムを“最大20MHz 幅”で利用可能とすることを最優先に考えていきたいことから、高利得FWAシステムについてはその廃止についても異論はありません。</p> <p style="text-align: right;">【地域 WiMAX 推進協議会】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
2	<p>より多様で高度な方式での無線利用が可能となることは、地域 BWA の新規参入、利用を促進するものであり、賛同致します。AXGP 方式の導入により、隣接システムの免許人と調整しガードバンドが不要となることは、電波の有効活用の観点から非常に有用な改正点であると考えます。</p> <p>また、高利得 FWA 制度について、制度の整備後 4 年以上も利用者がいないということであれば、地域 BWA の多様化の早期実現のため、廃止すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東京ケーブルネットワーク株式会社】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
3	<p>弊社は、地域 WiMAX を地域力の強化に寄与することをその目的の一つとして、地域の防災情報の伝達や災害発生時に最も有効な情報伝達手段として重要な位置付けとしてとらえております。</p> <p>今回の関係規定の整備により、AXGP 方式やWiMAX Release2.1AE 方式といった次世代無線システムが使用可能となることから、地域BWAにおいてもシステムの多様化が図られ、条件付きながら、最大20MHz 幅でのシステム運用も可能となります。こうしたことにより今後、ますます地域情報の高度化が進んでいき、利便性の向上も図られ、その普及が進んでいくものと考えられます。</p> <p>今回の規定整備（案）に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【東松山ケーブルテレビ株式会社】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>

4	<p>関係規定の整備（別添1のすべて）に賛同します。理由等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行規定では、利用できるシステムがWiMaxに限られており、無線の高速化、およびユーザーへの普及の面で課題があったこと。 ・ 関係規定の整備により、地域BWA帯域の、高速無線通信への利活用が進むと思われること。 ・ 隣接システムとの同期を取ることで、周波数帯域の有効活用が実現できること。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
5	<p>関係規定の整備における全ての法改正に賛成します。地域の活性化のためにも地域限定BWAが安く早く気軽に利用できるよう整備されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
6	<p>規定の整備により、高速無線通信が可能となり、特に地域BWA周波数帯域が有効活用されると思いますので、是非とも推進をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
7	<p>関係規定の整備における法改正に賛成する。</p> <p>地域WiMAXはサービスエリアが限定されるだけで全国バンドの事業者に対して不利な状況であるが、加えて利用できる周波数帯が狭く、速度面でも劣っており、結果的に事業者が非常に少なく、当該帯域を有効活用しているとは言い難い状況にある。</p> <p>今回の整備により、高速無線通信が可能となるほか、通信方式も幅が広がるため、様々な事業者の参入を促すことが可能となると思われる。</p> <p>これは、電気通信事業法第1条に謳われている、「電気通信役務の円滑な提供の確保」「利用者の利益保護」「電気通信の健全な発達」「国民の利便の確保」「公共の福祉増進」に繋がる施策であるため、是非とも関係規定の整備をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>

8	<p>今回の地域 BWA のシステム多様化のための関係規定整備案に賛同いたします。</p> <p>特に、AXGP 方式等の無線局の免許が、条件付きながらも最大 20MHz 帯域幅で利用可能となる本改正案については、地域 BWA としても高度化を実現できる道が大きく開けることとなり、今後の普及促進が大いに期待できるところであります。</p> <p>一方で、従来の WiMAX 方式のみに限定して適用されてきた「高利得 FWA（高利得システム）制度の廃止」は、これまでの 5 年間で利用実績が全くなかったことや、高利得システム自体の高度化（WiMAX ⇒ AXGP 等）がなされない現状では、妥当な判断であると考えます。</p> <p>地域 BWA システムの高度化によるサービスの高速化は、スマートデバイスの利用が当たり前となりつつある利用者のトラフィック要望に応じていく上で必要な対応であり、地域の公共サービスの向上を目的とした地域 BWA 免許の役割を果たす上でも大きく寄与するものです。</p> <p>地域 BWA における電波の有効利用を促進させる意味においても、今回の制度整備案が予定通りに進められ、利用可能となることを期待しております。</p> <p>なお、本改正案において 1 点、追加いただきたい事項があります。</p> <p>本改正案では、AXGP 方式あるいは WiMAX Release2.1AE 方式による無線局の免許は、地域 BWA バンド内で、新しい周波数配置（アロケーション）でのみ可能な内容となっておりますが、既存の地域 WiMAX 事業者の中には、現運用 WiMAX 設備を AXGP 設備に（ハードウェアをそのままに）更新できる設備を有する事業者がおります。その場合、同一の設備を継続使用する形となるため、既存の「地域 WiMAX」と同一の周波数アロケーション（10MHz 帯域幅とガードバンド）となりますが、本改正案にはその条件が盛り込まれておりません。</p> <p>WiMAX 方式から AXGP 方式への移行（マイグレーション）過程において、そのような運用を検討する地域 BWA 事業者が複数おりますので、ご考慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジクラ】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘につきましては、AXGP方式及び WiMAX Release2.1AE（以下、「AE」という。）方式の周波数の指定において 2587MHz を追加します。</p>
9	<p>今回の規定整備案に賛同致します。</p> <p>地域 BWA バンドで AXGP および WiMAX Release2.1AE が利用可能になったこと、条件付きですが最大で 20MHz 幅の利用が可能となることで、地域 BWA を活用した当該地域のニーズに沿った地域貢献をさらに進めることができると期待します。</p> <p>具体的には、ニーズに応じたブロードバンドサービスの提供、地域の公共サービスの向上など、公共の福祉の増進に役立てることが可能になると考えます。</p> <p>地域 BWA 事業者によるサービスの普及促進が促されるよう、制度が取りまとめられることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社上田ケーブルビジョン】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
10	<p>地域 WiMAX は、常に必ずしも十分な通信速度が得られない時もあり、既存の地域 WiMAX サービスを新方式に更新すれば、通信速度が大幅に向上するなど競争原理が働き、より利便性が上がるので、関係規定の整備に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>

11	<p>1 地域 BWA が AXGP も選択できるようになるので、本案件に賛成。 2 ガードバンドが不要になるため、ガードバンド帯域も追加で割り当てを速やかに行うべき。 3 地域 BWA はエリアが固定されているので、利用していない地域であれば、追加で全国 BWA として割り当てを速やかに行うべき 4 WiMAX 又は AXGP 事業者が、地域 BWA を NVNO として共同運営することも認めるべき 5 災害時を考慮し、予備電源の設置を求めるべき 6 隣接全国 BWA 事業者から回線を借り受けて地域 BWA が CA を行える、ことができるように制度整備すべき 7 現状は同期電力制御等が必要だが、高度化前の規格との下位互換が不要になった段階で、規定の見直しを行うべき 8 既存地域 BWA の通信方式変更に伴う、周波数移設も促進すべき（現在の帯域から、新しく規定する、上側 10MHz、下側 10MHz、全体域 20MHz へ寄せる） 9 地域 BWA 事業者も、同帯域で全国サービスを認めるべき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1 について 関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。 2 について ガードバンドについては、情報通信審議会の答申を踏まえて、一定の条件の下、不要とすることができるよう本審査基準に反映しています。 したがって、一律にガードバンドを不要にできるものではありません。 3～9 について 今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
12	<p>今回の規定整備案に賛同致します。</p> <p>地域 BWA バンドが条件付きとはいえ最大で 20MHz 幅の利用が可能となることで、地域 BWA に期待される地域の特性やニーズに応じたブロードバンドサービスの提供、地域の公共サービスの向上など、当該地域の公共の福祉の増進を更に進めることが可能になると期待します。</p> <p>地域 BWA 事業者によるサービスの普及促進が促されるよう、制度が取りまとめられることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
13	<p>本整備案の基本骨子には賛同いたします 本改正案では、AXGP 方式あるいは WiMAX Release2.1AE 方式による無線局の免許は、地域 BWA バンド内で、新しい周波数配置（アロケーション）でのみ可能な内容となっておりますが、弊社にて運用中の WiMAX 設備は AXGP 設備に（ハードウェアをそのままに）更新できる機能を有しております。この場合、同一の設備を継続使用する形となるため、既存の「地域 WiMAX」と同一の周波数アロケーション（10MHz 帯域幅とガードバンド）となりますが、本改正案にはその条件が盛り込まれておりません。 WiMAX 方式から AXGP 方式への移行（マイグレーション）過程において、検討すべき選択肢の 1 つと考えておりますので、ご考慮いただきたく、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 ハートネットワーク】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。 なお、御指摘につきましては、AXGP 方式及び AE 方式においても従来 WiMAX 設備と同じ周波数を使用できるよう周波数の指定において 2587MHz を追加します。</p>

14	<p>本改正案は、広帯域移動無線アクセスシステム（周波数帯 2575～2595MHz）の活用範囲が広がることになるため良い改正案であると考えます。</p> <p>本改正案が電波利用の高度化につながり、通信速度の高速化などが実現されることで、現状よりさらに電波が有効利用されるようになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケーブルネット鈴鹿】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
15	<p>「全体に対する意見」</p> <p>ワイヤレスブロードバンドサービスである広帯域移動無線アクセスシステム(BWAシステム)については、総務省より公表された「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))」に記載されたとおり、2013年3月末現在でサービスの契約数について531.3万を超える状況となっており、一般の関係規定の整備により、全国BWAと同様のBWA技術を利用する地域BWAにおいても、今後更なる利用の促進が期待できるものと思われることから、賛同を致します。</p> <p>「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別添4）への意見」</p> <p>本改正訓令案については、情報通信審議会 情報通信技術分科会にて答申（H25.5.17）を受けた「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」に基づき整備されるものと認識しておりますが、「サ 混信等の防止」の項において技術検討を行った一部の項目に係る記載が不足しているものと思われるので、以下に記載させていただきます。</p> <p>① 「(ア) 送受信同期等」の項において、全国BWAの周波数に隣接周波数を利用する場合において、下隣接又は上隣接の周波数を利用する無線局と同期していること及び送信電力制御等の調整を行いその合意がなされていることとされていますが、概要資料（別添1）に例示されている指定例のように全国BWAと隣接した周波数に更に隣接して周波数を利用する場合（例：2592.5MHzを利用する5MHzシステムの下隣接で2585.0MHzを利用する10MHzシステムを利用する場合など）で且つ、各々のシステムを同一エリア内で他の地域BWA事業者が利用することも想定できるため、この場合は、隣接する周波数を使用する地域BWA事業者同士の無線局についても、全国BWA事業者との調整と同様に無線局同士が同期していること及び送信電力制御等の調整を行いその合意がなされていることの条件の追記が必要と思われます。</p> <p>② 「(ウ) 他の無線局への混信防止 B 他の免許人所属の広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の調整」の項において、同一周波数を非同期システムにて利用する場合においては、共用条件の検討結果より、基地局間に5kmの離隔距離が必要となっています。</p> <p>多様なシステム方式にて共存を図る観点から検討した条件であり、干渉を回避するうえで重要な調整条件であることから、規定への追記が必要と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>地域BWA事業者の使用する無線局は、他の無線局への干渉、他の無線局からの干渉の防止のため、カバーエリアが重複する場合等は調整を行うこととしており、新たな条件の追記は不要と考えております。</p> <p>また、免許申請において、実際の置局においては、他の免許人所属の無線局との離隔距離については個別に検討するものと考えられます。</p>

16	<p>「地域 BWA のシステム多様化のための関連規定の整備」において意見公募されました関連規定案について、ご紹介された別添 1 の「主な改正点」に沿って意見を送らせていただきます。</p> <p>1 点目については、新しい技術仕様 (WiMAX Release2. 1AE) や他方式 (AXGP) を導入することを制度上可能にする規定であり、地域 BWA においても複数の無線アクセス系標準仕様から選択する幅を広げるものとして望ましいものと考えます。</p> <p>2 点目のガーバンドの有無を含めた周波数の柔軟的配置を可能とする規定については、限られた周波数資源において、より効率的な周波数利用の可能性を提供する制度として望ましいものと考えます。今回の意見公募対象とされた別添 2 の無線設備規則の省令案、別添 3 の告示案、別添 4 の訓令案は、システム間干渉のリスクを回避しつつ、自由度の高い周波数バンド配置の可能性を開くための必要条件の明確化を図る規定集として適切なものと考えます。</p> <p>3 点目の高利得 FWA の制度廃止については、運用にあたるご当事者様達次第と考えるところですが、その現実的な必要性がない、あるいは技術的代替手段があるものであれば、その廃止は無線システム間干渉の軽減に寄与するという観点からは望ましいものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本株式会社】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
17	<p>平成 25 年 5 月 17 日の広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件の情報通信審議会からの一部答申において、XGP は占有周波数帯幅「5MHz」及び変調方式「256QAM」等がありますが、WiMAX2. 1AE にはこれらが無く、XGP と WiMAX2. 1AE の採用した技術に差異があることが示されています。</p> <p>また、今回の意見募集の別添 1 「地域 BWA のシステム多様化のための関係規定の整備（案）概要」にも、XGP と WiMAX2. 1AE の採用した技術の差異である占有周波数帯幅「5MHz」の有無を踏まえた周波数配置例が示されています。</p> <p>しかしながら、今回の電波法関係審査基準の改正案等において、各事業者が採用したシステムが XGP でも WiMAX2. 1AE でも、特に区別することなく申請が可能となっていますが、WiMAX2. 1AE を採用した事業者が占有周波数帯幅「5MHz」の申請を行うことも可能となり、上記一部答申にそぐわない内容となっています。</p> <p>従いまして、XGP と WiMAX2. 1AE を明確に区別して、申請もしくは審査ができるよう、関係規定の整備案の修正等が実施されることを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>御指摘の情報通信審議会からの一部答申において、AE方式の技術的条件には5MHzシステムがないなどXGPとAEの技術的条件に差異があることは事実です。</p> <p>一方で、AEの5MHzシステムや256QAMは現在国内民間規格（ARIB標準規格）として存在しておりません。いただいた御要望は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>今回の関係規定整備案の3点すべてに賛成をいたします。</p> <p>現状ガードバンドで帯域が制限され、速度的に陳腐化の感が強くなっています。</p> <p>今回の改正で帯域が広がり、AXGP など新技術の導入が可能となり、地域 BWA を活用した各種サービスが創出されるよう、法環境整備の推進をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>

19	<p>今回の地域 BWA のシステム多様化のための関係規定整備案に賛同いたします。</p> <p>特に、AXGP 方式等の無線局の免許が、条件付きながらも最大 20MHz 帯域幅で利用可能となる本改正案については、地域 BWA としても高度化を実現できる道が大きく開けることとなり、今後の普及促進が大いに期待できるところであります。</p> <p>一方で、従来の WiMAX 方式のみに限定して適用されてきた「高利得 FWA（高利得システム）制度の廃止」は、これまでの 5 年間で利用実績が全くなかったことや、高利得システム自体の高度化（WiMAX ⇒ AXGP 等）がなされない現状では、妥当な判断であると考えます。</p> <p>地域 BWA システムの高度化によるサービスの高速化は、スマートデバイスの利用が当たり前となりつつある利用者のトラフィック要望に応じていく上で必要な対応であり、地域の公共サービスの向上を目的とした地域 BWA 免許の役割を果たす上でも大きく寄与するものです。</p> <p>地域 BWA における電波の有効利用を促進させる意味においても、今回の制度整備案が予定通りに進められ、利用可能となることを期待しております。</p> <p>なお、本改正案において 1 点、追加いただきたい事項があります。</p> <p>本改正案では、AXGP 方式あるいは WiMAX Release2.1AE 方式による無線局の免許は、地域 BWA バンド内で、新しい周波数配置（アロケーション）でのみ可能な内容となっておりますが、弊社にて運用中の WiMAX 設備は AXGP 設備に（ハードウェアをそのままに）更新できる機能を有しております。この場合、同一の設備を継続使用する形となるため、既存の「地域 WiMAX」と同一の周波数アロケーション（10MHz 帯域幅とガードバンド）となりますが、本改正案にはその条件が盛り込まれておりません。</p> <p>WiMAX 方式から AXGP 方式への移行（マイグレーション）過程において、検討すべき選択肢の 1 つと考えておりますので、ご考慮いただきたく、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 C A C】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘につきましては、AXGP 方式あるいは AE 方式においても従来の WiMAX 設備と同じ周波数を使用できるよう周波数の指定において 2587MHz を追加します。</p>
20	<p>本整備案に賛成です。大手通信業者の通信料金は非常に高いため、今後安価に高速通信サービスが活用できるようになるものと期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p>
21	<p>チャンネルと記載がありますが、貴省の公表資料等を読む限りチャンネルとチャネルが混在しております。チャンネルは和製英語？ チャネルは英語？</p> <p>どちらが良いのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関係規定上、「チャンネル」の記述に統一しております。</p>

22	<p>今回の地域 BWA のシステム多様化のための関係規定の整備案に賛同いたします。</p> <p>AXGP 方式の無線局の免許交付や最大 20MHz 帯域幅での利用が可能となることで、地域 BWA の高度化に弾みがつくのではないかと期待しております。</p> <p>高利得 FWA（高利得システム）制度の廃止に関しては、弊社でも検討は行なっておらず、またこれまで他事業者を含めて利用実績が全くなかったことから妥当な判断であると考えます。</p> <p>今回の地域 BWA システムの整備により、通信速度の向上や一般的な端末の利用が可能となり、サービス品質の向上、利用率の向上にもつながるものであると考えます。</p> <p>地域 BWA の有効利用という意味においても、今回の整備案が予定通りに進められることを期待しております。</p> <p>また本改正案において追加いただきたい事項がございます。</p> <p>現在弊社で採用している WiMAX 設備は AXGP 設備へのアップデートが可能となっております。その場合、現在の地域 WiMAX と同一周波数配置での運用となります。</p> <p>本改正案では AXGP 方式による無線局の免許は、地域 BWA バンド内の新しい周波数配置でのみ可能な内容となっておりますが、既存の地域 WiMAX と同一周波数配置での運用が盛り込まれておりません。</p> <p>今後 WiMAX 方式から AXGP 方式へ移行を検討するにあたり、既存設備の再利用の可否が大きく影響して参ります。地域 WiMAX と同一周波数配置での運用に関してもご検討いただきたく、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニューメディア】</p>	<p>関係規定の整備（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘につきましては、AXGP方式あるいはAE方式においても従来のWiMAX設備と同じ周波数を使用できるよう周波数の指定において2587MHzを追加します。</p>
----	---	--